

大分県特殊詐欺等被害防止条例について

施行からまもなく2年経ちます。

●大分県特殊詐欺等被害防止条例とは

令和2年4月に施行された、特殊詐欺被害防止の方策について定めている条例です。

条例をおさらいしましょう！

★条例の柱は3つ！

- ① オール大分による総合的な対策
- ② 犯行拠点(アジト)対策
- ③ 架電先リスト(名簿)対策

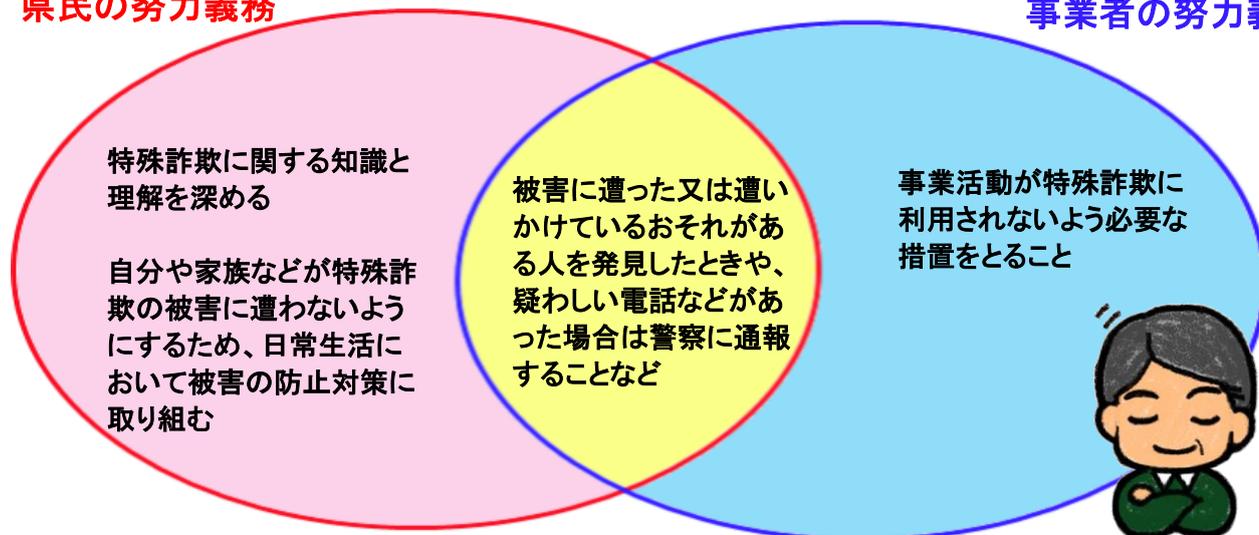


皆さんに身近なものは『① オール大分による総合的な対策』です。

オール大分による総合的な対策では、「**県民や事業者の努力義務**」について定めています。

県民の努力義務

事業者の努力義務



このほか、青少年の育成に携わる者(※)についても、

青少年が特殊詐欺等に加担しないようにするため、指導、助言などを行うよう努めることと定めています。

※青少年の育成に携わる者とは…学校教員、青少年の保護者、青少年が働く職場の上司、警察官、保護司、少年警察ボランティア、防犯ボランティア団体、自治体職員、PTAなど青少年に対して指導・助言出来る立場にある者。

「ストップ!ATMでの携帯電話」運動を推進しましょう!

県民のひとりひとりが還付金詐欺の被害に遭わないように気をつけるだけでなく、もし、金融機関やスーパーなどのATMで、携帯電話で通話をしながら機械を操作している人を見かけた時は、「もしかしたら詐欺被害に遭っているかもしれない」と考え、「大丈夫ですか。詐欺ではないですか。」と声をかけたり、警察や金融機関の方に連絡するなどの対応をお願いします。



ネットの危険から子供たちを守りましょう！



◎ 春のあんしんネット・新学期一斉行動期間中です。

※ 春のあんしんネット・新学期一斉行動期間とは
 内閣府が、多くの青少年が初めてスマートフォンなどを手にする春の卒業・進学・新入学の時期に重点をおいて、関係省庁、地方自治体、関係団体等と連携・協力して、スマートフォンやSNSなどの安全・安心な利用などを呼びかけているものです。

新しくスマートフォンを買うときには必ずフィルタリングを！

フィルタリングとは、青少年にとって有害な情報(犯罪に関するものや不適切な情報)が掲載されたサイトやアプリをブロックする機能のことです。

フィルタリングをするには、主に①スマートフォンでするもの②携帯電話会社で提供するもの③フィルタリング用のアプリでするものの3通りがあります。

青少年がスマートフォンを購入する際は、携帯電話会社からフィルタリングの説明がありますので、必ずフィルタリングをするようにしてください。



● スマホの危険を4コマ漫画で紹介！

『無料アプリの恐怖』



無料アプリのように見せかけて、実はデータを抜き取るウイルスなどが仕込まれている場合があります。

アプリは、Google PlayやApp storeにある公式アプリのみをダウンロードするようにして、それ以外のサイトからのダウンロードをしないようにしましょう。

また、提供者が不明なアプリをダウンロードしないようにしたり、アプリの評価を確認してからダウンロードするなど、危険なアプリをダウンロードしないよう気をつけましょう。

『ID掲示板』



近年、ID掲示板を悪用した被害も多く報告されています。

同じ年代の子だと思って連絡を取っていた相手が実は成人男性で、やりとりのうちに送信した写真で脅されたり、実際に会ってしまい、その際に必要のないことを強要されたり等の危険が潜んでいます。

フィルタリングでこうした有害サイトをブロックすることも可能です。

お子さんと一緒にネットマナーを学びましょう。

